

働き方改革関連法セミナー

同一労働同一賃金ガイドライン

・改正派遣法政省令等受けての課題と対応

講師：水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

現在、労働政策審議会において「同一労働同一賃金ガイドライン（指針）」、「派遣労働者に係る不合理な待遇差の禁止に関する措置（省令・指針）」、「高度プロフェッショナル制度（省令・指針）」などについて審議が継続している状況にあり、本年中若しくは来年1月初旬には成案を得るべく精力的な作業が続けられていると聞き及んでいます。

今回のセミナーでは、こうした審議会での議論、行政の動向を踏まえ、新たに示される省令・指針について、働き方改革関連法の第一人者である水町勇一郎東京大学教授に解説いただくことといたしました。



日時 平成31年1月28日(月) 午後1時30分～4時30分
(開場：午後1時10分)

場所 一橋大学 一橋講堂
東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
学術総合センター内
交通：東京メトロ 半蔵門線
都営地下鉄 三田線
都営地下鉄 新宿線
神保町駅 A8 出口 徒歩3分



参加費 無料

定員 500名 定員になり次第締め切ります

お申し込み方法

toukiren 検索

(公社)東京労働基準協会連合会ホームページ(<https://toukiren.or.jp>)のグローバルメニュー「大会・セミナー」から Web 申し込みください。受付後、返信メールを送信いたします。インターネット環境をお持ちでない方は、03-6380-8305 までお問い合わせください